

豊見城市 通学路安全プログラム



平成28年6月 策定
平成31年3月 一部改訂
令和2年2月 一部改訂

豊見城市通学路安全プログラム

1 プログラムの目的

豊見城市においては、市内児童生徒の通学時の安全の確保を目的に、平成28年8月に「豊見城市通学路交通安全プログラム」を策定し、交通安全の面で関係機関との連携を図りながら通学路の安全確保に取り組んできた。

しかし、他県において平成30年に下校中の児童が殺害される痛ましい事件を受け、政府は同年6月に「登下校防犯プラン」を示し、登下校時における児童生徒の防犯対策について、教育委員会・学校、家庭、地域、警察等関係機関が連携して取り組むことを求めている。

これらを踏まえ、従来の「交通安全」に加え、「防犯」の観点についても関係機関が連携を図り、本プログラムに基づき、市内児童生徒の通学路の安全確保に努めることとする。

2 基本方針

- (1) 豊見城市内の通学路の安全を継続的に確保するため、「交通安全」「防犯」の観点で、関係機関と定期的に通学路の合同点検を実施する。(以下、点検は「交通安全」「防犯」の観点での実施とする。)
- (2) 通学路の危険個所について対策実施後の効果把握を行い対策の改善・充実を図る。
- (3) 本プログラムの推進と関係機関の連携を図るため「豊見城市通学路安全推進会議」を設置する。
- (4) 通学路安全推進会議の構成員は下記の通りとし、事務局を「学校教育課」に置く。必要に応じて構成員は変更可能とする。

〈 通学路安全推進会議構成員 〉

- ・ 豊見城市教育委員会学校教育課（学校との調整）
- ・ 豊見城市道路課（市道の管理 県・国道管理者との連携）
- ・ 豊見城市協働のまち推進課（警察との連携）
- ・ 豊見城市農林水産課（農道の管理）
- ・ 豊見城市教育委員会学校施設課
- ・ 豊見城警察署交通課
- ・ 豊見城警察署生活安全課
- ・ 南部国道事務所交通対策課
- ・ 南部土木事務所維持管理班
- ・ 豊見城市保育こども園課
- ・ 各小中学校代表者
- ・ その他 必要に応じ参加を要請する。(例：子育て支援課、PTA代表者)

3 具体的な取り組み方法

(1) 合同点検の実施時期等

- ① 各学校とPTA関係者、地域と連携し通学路安全点検を7月中旬までに行う。
(中学校においては、校区内小学校と連携し、危険個所を把握する。)
- ② 各学校は点検結果を7月初旬までに教育委員会に報告し、教育委員会が結果をとりまとめる。
- ③ 教育委員会は7月の通学路安全推進会議に危険個所を一覧にして報告し、それをもとに通学路安全推進会議の構成員による合同点検をおこなう。
- ④ 合同点検実施要項に基づき合同点検を実施する。時期は毎年8月を基本とする。

(2) 合同点検の体制

- ①通学路安全推進会議の構成員を基本とする。
- ②必要に応じ、関係機関等にも参加を依頼する。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については箇所ごとに、構成員で協議を行い、具体的な対策案を検討する。(歩道整備や防護策設置のようなハード対策や交通規制、交通安全教育のようなソフト対策等、対策内容と対策部署の検討を行う。)

(4) 対策の実施

- ① 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係機関(構成員等)で連携を図る。
- ② 対策の進捗状況に関しては、第2・3回通学路安全推進会議にて各担当課および関係機関より報告する。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の個所等について、実際に効果が上がっているか、また児童生徒が安全になったと感じているか等を確認するため、学校等から意見を聴取し、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図る。

(6) 対策一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」等を作成し、市ホームページ等に公表する。

(7) その他

豊見城市通学路安全プログラムの内容の変更については豊見城市通学路安全推進会議の協議で決めるものとする。

4 取り組みの流れ

